

中間貯蔵施設の早期建設と同施設への搬入計画の明確化及び輸送体制の整備を求める意見書
提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十七年六月十五日

福島市議会議長 佐藤 一好様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

小野

京子

(別紙)

中間貯蔵施設の早期建設と同施設への搬入計画の明確化及び輸送体制の整備を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質は、今なお住民の生活や経済活動に多大な影響を及ぼしている。放射性物質の問題は、福島県及び県内市町村復興の大きな足かせとなっており、除染の推進が復興の大前提といっても過言ではない。

被災地である福島県内に中間貯蔵施設を建設せざるを得ない現状は、周辺地域の住民感情はもとより、我々福島県の住民にとって過酷な現実であるが、現在も除染作業で生じた放射性物質を含む除去土壌等は日々増加しており、除染作業の一層の進捗のためには一刻も早い中間貯蔵施設の建設と供用開始が必要である。

国は、当初平成二十七年一月に中間貯蔵施設への搬入を開始するとしていたが、今後の具体的な中間貯蔵施設の計画工程や汚染土壌等の搬入時期については現時点で示しておらず、加えて、すべての汚染土壌等を一度に同施設へ搬入することは困難としている。本市の汚染土壌は仮置き場においてこの先数年にわたり保管せざるを得ない状況となっており、仮置き場の周辺住民や敷地内で現場保管をしている住民の放射線への不安はもとより、仮置き場の設置や現場保管により土地の有効利用が阻害される状況が続くこととなる。

よって、国においては、中間貯蔵施設に関する次の事項について必要な措置を講じるよう強く要望する。

- 一 国の責任において、中間貯蔵施設の建設を早期かつ着実に進めるとともに、同施設への搬入計画を明確に示すこと
 - 二 中間貯蔵施設への汚染土壌等の搬入にあたっては、周辺自治体と協議した上で、安全で安心な輸送体制を確保するとともに周辺住民の日常生活や周辺産業に対して十分に配慮すること
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 佐藤 一好

衆議院議長	衆議院議長
参議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	内閣総理大臣
財務大臣	財務大臣
国土交通大臣	国土交通大臣
環境大臣	環境大臣
復興大臣	復興大臣
	あて

(提案理由)

国に対し、中間貯蔵施設の早期建設と同施設への搬入計画の明確化及び輸送体制の整備を図るための措置を求めるため、本意見書を提案する。